かつらぎ町丁ノ町地域交流センター使用の手引き

令和７年１０月発行　かつらぎ町役場総務課

基本情報

所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 459 番地の 1
電　話	職員は駐在していません。お問い合わせは、総務課総務係 0736-22-0300 内線 2300 へ
使用時間	午前 9 時 ～ 午後 9 時
休館日	月曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

使用について

1	営利活動では使用できません。コミュニティ活動や生涯学習活動（サークル活動、研修会など）の場として使用できます。
2	所定の用紙で、使用しようとする日の 2 か月前から前日までの間に役場総務課にお申込みください。職員が駐在していないため、使用者は事前に役場総務課で鍵を受け取り、使用後は速やかに返却してください。
3	引き続き 3 日を超えての使用はできません。
4	使用許可後、使用時までに規定の使用料をお支払いください。
5	公共団体または社会教育関係団体等が公益を目的として使用するときなど使用料が免除される場合があります。
6	使用を中止する場合は速やかに連絡してください。

使用区分・料金

	使用料（1 時間につき）
会議室 1	110 円
談話室	110 円
実習室	110 円
和室	110 円
会議室 2	110 円
集会室（ホール）	110 円

※使用時間は、使用のための準備及び利用後の復元の時間を含むものとする。
※１時間未満の使用は、１時間とする。

設置目的

かつらぎ町には 8 館の地域交流センターがあります。地域交流センターは、地域住民の相互の交流を推進することにより、連帯意識を深め、もって生活文化の向上に資することを目的としています。

使用基準

申請団体	許可する場合	許可しない場合
グループ	・地域住民が行うコミュニティ活動や生涯学習活動（サークル活動、研修会など）	・営利目的での使用 ・クリスマス会、誕生パーティーなど個人的な利用目的での使用
会社等	・社員研修、会社の社員対象の会議など（労働組合等の活動を含む） ・当該会社が地域住民に法律等の規定により事業説明を行う場合 ・会社等の使用であっても、公共的な目的を持った利用（珠算の検定試験など） ・社員募集の面接（試験）会場	・商品説明会、展示会など ・商品販売の可能性が考えられる場合 ・展示そのものが商品、会社の宣伝となる場合（「販売行為をしない」場合でも使用不可）
政党・政治団体	・政党、政治団体の構成員の部内研修会 ・後援会(個人、政党)の総会や集い ・国政、県政、市政報告会 ・政党、政治団体の演説会 ・選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会	・特定の政党の利害に関する活動、事業 ・選挙にあたり特定の候補者を支持する活動、事業
宗教団体	・特定の宗教に偏らず、布教活動等を行わないもので、一般市民を対象にして有益と考えられる講演会など ・宗教団体内部の会議や宗教団体会員だけの講演会、学習会など	・特定の宗教を支持する活動、事業 ・特定の教派、宗派もしくは教団を支援する活動、事業

≪営利目的とは≫
(1) 講師自らが、会員から月謝として指導料を徴収する場合
(2) 会費（月謝）が高額など実質的に「習い事教室」と判断される場合
例：段位の認定、雅号授与の「個人レッスン」、自宅などで教室を開催している講座の指導の一環など

使用制限（禁止事項）

【音や汚損等】

・大きな音等により他の利用者に迷惑をかけることが予測される場合は使用できません。

・床等を汚したり破損したりすることが予測される場合は使用できません。

≪例≫

和室において、空手などのスポーツ及び動きの激しい活動での利用など

集会室等において、床等を傷つけるおそれのある利用など

【飲食】

飲食だけを目的とする部屋の使用はできません。

・実習室を使用した調理実習に伴う飲食については許可します。

・地域のレクリエーション活動、地域の支え合い活動など地域のコミュニティ活動などに伴う飲食については許可します。

・長時間にわたる会議等で休憩を取って昼食をとる場合にはご相談ください。

・飲食を許可する部屋と禁止する部屋がありますので、事前に必ずご相談ください。

※飲食や調理に伴って発生するごみ等は、必ず持ち帰ってください。

【物販】

物品の販売はできません。

※ただし、地域イベントや地域の支え合い活動などで、許可を受けた物品の販売は行うことができます。

【喫煙】

建物内での喫煙はできません。屋外の喫煙所をご利用ください。

【ダンス等】

床など傷つける恐れのある場合は使用できません。

※床などを傷つけないこと、後かたづけをきちんと行うことなど利用のきまりを厳守することを条件に使用を許可します。

※ダンスシューズ等の使用は､床などを傷つけないように配慮されたものは許可します。

注意事項

1	使用者は、当館の施設・附属設備等について善良な管理をしてください。　・ごみは必ず持ち帰ってください。 使用者で準備、後片付けをしてください。 電灯、冷暖房の消し忘れにご注意ください。
2	使用許可時間は厳守してください。（使用時間には準備と後片付けの時間を含みます）
3	許可を受けないで飲食し、喫煙し、または火気を使用しないでください。
4	許可を受けないで、建物または敷地内において物品等を販売・展示、または金品の寄付、募集や広告類の掲示、配布等の行為をしないでください。
5	災害時で当館が避難所となった場合は使用できません。
6	その他、使用許可書指示に従ってください。

関係機関への届出

使用者は、関係官公署等への届け出や許可を受ける必要がある場合は、使用日時までに必ずその手続きを完了してください。

催し物の警備防犯	かつらぎ警察署：0736-22-0110
防火関係	伊都消防署：0736-22-0119
著作権関係	日本音楽著作権協会大阪支部：06-6222-8261

損害賠償

・使用者は、使用中に建物・附属設備その他器具備品等を破損・汚損・滅失したときは、それによって生じた損害を賠償していただく場合があります。
・施設内での事業によって使用者に損害が生じても、町は一切その責を負いません。

非常の場合

施設や設備の状況をよく把握し、非常口・消火設備等の位置を確認しておいてください。なお、非常の場合は、あわてないで安全かつ速やかに避難し必ず総務課へ連絡してください。

お問い合せ

かつらぎ町役場総務課　総務係
電話：0736-22-0300（内線 2300）ファックス：0736-22-6432